

第 120 話<公害防止協定>の要約と参考資料

第 120 話<公害防止協定>の要約

岩戸村と中島鉱山会社が新焙焼炉建設に関して結んだ契約書は「当時としては先進的な公害防止協定だ」と評価されました。日本最初の公害防止協定と比べても、厳しい内容に遜色ありません。鉱山は煙害を出さない自信があったのか、抜け道を考えていたからなのか？

第 120 話<公害防止協定>の参考資料

120-1 土呂久鉱山で締結された契約書類 *第 85 話と重複

<土呂久鉱山で締結された亜ヒ酸製造に関する契約等>

| 時 期 | 当事者 | 契約期限 | 主 な 内 容 |
|---------------|-----------|-------|---|
| 1923 年～1927 年 | 鉱山と和合会の契約 | 1 年更新 | 鉱山から和合会へ月 50 円の交付金 和合会は資機材・労力を相当な価格で提供 |
| 1927 年～1936 年 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 1936 年～1941 年 | 鉱山と和合会の契約 | 5 年更新 | 鉱山は和合会へ亜ヒ酸 1 箱につき 12 銭の煙害料 和合会は資機材・労力を相当な価格で提供 |
| 1954 年 | 鉱山と和合会の覚書 | — | 鉱山は和合会へ年 10 万円（3 年間）の協力金 和合会は村と集落繁栄の目的達成に協力 |
| 1954 年～1962 年 | 鉱山と岩戸村の契約 | 3 年更新 | 鉱山は岩戸村指定口座に月 3 万円の被害補償準備金を積み立て（50 万円限度） 煙害が認められたときは操業停止と被害補償 岩戸村が鉱山の亜ヒ酸炉試験操業を承認 |

120-2 岩戸村と中島鉱山会社の契約書

契約書

岩戸村村長（村長伊木竹喜）を甲とし中島鉱山株式会社（取締役社長鈴木仙）を乙として、乙の経営する土呂久鉱山に亜硫酸炉を建設するに当り、左の契約書を交換する

第一条 甲及乙は、地下資源の開発が岩戸村の繁栄に貢献をなすものであることを痛感し、乙の申出並に県の斡旋に依り、この目的の為に協力することを確約する

第二条 乙が今回設置する亜硫酸炉は別紙計画書の通りの（月額処理鉱量砒鉱式拾屯含銅砒鉱式拾屯焙焼炉一基とする）試験的操業とする

焙焼炉施設は法規の通り実施し、鉱滓の処置について乙は厳重に対策を講じ自然飛散の防止及河川流入を防止する施設をするものとする

第三条 乙は被害補償準備金として操業開始の月から毎月金参万円を積立て、其の額が五拾万円に達した時は据置くものとし、甲を通し甲の指定する金融機関に預入するものとする

第四条 被害の有無其の範囲並に程度等の調査については、必要に応じ県及関係当局学識経験者其の他公正な第三者に依頼するものとする

鉦害状況判定のため、会社の地域内並に地域外に椎茸及豆類の植栽を行ふ

第五条 調査の結果被害を認めた場合は、甲乙誠意を以て其の対策を協議するものとし、若し甲から要求のあった時は、乙は直に操業を中止し、其の被害に対し十分な補償を行ふものとする

第六条 この契約書の有効期間は三ケ年とし、期間満了三ヶ月前迄に双方何れか一方から改訂の申出がない時は同一条件で自動的に延長するものとする。尚、契約書有効期間内に於ても操業計画を変更する場合は、改めて甲乙協議の上決定するものとする

第七条 本契約書に依って生ずる費用並に損害は一切乙に於て負ふものとする 以上
昭和 29 年 5 月 15 日

| | |
|-----------------|------|
| 甲 岩戸村長 | 伊木竹喜 |
| 乙 中島鉦山株式会社取締役社長 | 鈴木仙 |
| 幹旋人 西臼杵支庁長 | 浜田邦夫 |

120-3 日本で最初の公害防止協定

淡路剛久「日本における公害防止協定の法的性質と効力」(原田尚彦『公害と行政法』所収)

(1) 1952 年 3 月 18 日, 島根県と, 製紙会社である山陽パルプ株式会社そして紡績会社である大和紡績株式会社との間で, それぞれ「覚書」と名づけられた二つの協定が結ばれた(両者は, 相手方当事者である企業名を除くと, 同一の文言)。これが日本で最も古いといわれる公害防止協定であった。内容は, 新工場建設に当たって, 島根県ならびに某調査会水質汚濁防止委員会委員長の意見に従って廃水処理の諸設備を完備することであり(数項目にわたって誓約事項が定められている), 廃水により実害が生じた場合には, 県ならびに利害関係者によって構成される補償委員会の結論に従って補償することであった。

*) 金沢良雄監修「公害防止協定事例とその分析」商事法務研究会, 1970 年, 59 ページ

しかし, この最初の公害防止協定は, 全国的に大きな影響力をもたず(その理由としては, 地方における出来事であったことや, 未だ公害防止が重要な地方自治体の政策課題となる前の時代であったこと, などが考えられる), 公害防止協定が地方自治体によって全国的に用いられるようになるのは, それから 12 年を経た後のことであった。

1964 年 12 月, 横浜市は, 東京電力株式会社(東電と略称)が, 電源開発株式会社(電源開発と略称)に対して, その社用地(市が臨海工業地帯の建設のために埋立地として造成し, 東電を含む企業に売却した横浜市磯子の土地)の一部を電源開発が火力発電所建設のために譲渡することについて同意を求めてきたのに対して, 公害防止に関する具体

的な条項による申入れを行い（「磯子火力発電所の公害防止について」）、東電および電源開発がこれに同意して、公害防止のための協定を締結するに至った。同時に、横浜市は、東電に対して、計画中の火力発電所（横浜市根岸）について、市の了解なしに建設に着手しないことを文書で確認させ、1965年8月には、公害防止協定を結んだ。

勝田悟著「環境保護制度の基礎」P39~40より

公害防止協定または環境協定は、環境汚染が発生するおそれがある事業活動を行う事業者と、市区町村等地方公共団体、または住民団体等との間でなされる汚染防止のための内容を取り決めた契約である。条例よりさらに地方の特色に応じた環境保全を図ることが可能である。（略）協定では、環境汚染を防止するための事業者がとるべき措置について合意形成がなされ、法律では対応が難しい汚染の未然防止を図ったものまである。現在有効に機能している公害防止協定は、全国で3万数千件程度あり、年間約2千件弱の協定が新たに結ばれている。

1952年3月に島根県と山陽パルプ江津工場と大和紡績益田工場との間に締結された「公害の防止に関する覚書」が、わが国で最初の公害防止協定とされている。当該協定では、工場の新設に対して県の技術指導により排水処理施設を完備することや工場からの排水によって損害が発生したときは補償することなどが義務づけられている。当時は現在の水質汚濁防止法等公害防止に関する法律が整備されていなかったため行政の協定による公害防止対策として先進的なものといえる。しかし、紳士協定的要素が強いものである。科学的知見が伴った具体性のある第1号の公害防止協定は、1964年に横浜市と根岸臨海工業用埋め立て地に進出予定の東京電力および電源開発株式会社との間で締結したものが挙げられる。これは「横浜方式」といわれ、企業サイドに自由裁量の余地がないような規定となっていることが評価され、その後の他の協定に影響を与えた。公害防止に関する法律が整備されるに従い、地方自治体では上乘せ、横出し規制を伴った条例、要綱および指針で対応することが多くなっている。1967年に新潟水俣病訴訟が提起され、1969年に熊本水俣病第1次訴訟が提起され、その他環境汚染の顕在化から住民運動が盛り上がり、その後住民団体と事業者との間での公害防止協定が数多く締結されるようになった。

120-4 大和紡績株式会社から島根県知事にあてた「覚書」（1952年3月18日）

今回弊社益田工場の建設にあたっては、島根県並びに聖元資源調査会水質汚濁委員会委員長柴田博士の意見に漁業に悪影響を及ぼさない廃水処理の諸設備を完備すること並びに損害補償について、次の各項を履行することを確約いたします。

1. 廃水設備の設計工事施工及び操業後における浄化実行については、柴田博士又は貴県の指定される技術者の意見並びにその指導にしたがうこと。

2. 工場の操業開始前に試験操業をなし、所期の水質を得ない場合には、所期の目的を達成する迄、本操業を開始しないこと。
3. 操業後における廃水処理の成績は、漁業区域に及ぼす実害の有無をもって測ることとするも、原因の如何を問わず浄化不十分な廃水を出した際は、第 1 項に拘らず初期の水質を得るための方法を実行すること。
4. 前 2 項における判定には、廃水処理委員会の協議により決定した、廃水及び水産に関する学者と主として技術者よりなる廃水調査委員会がこれに当る。
5. 廃水調査委員会の実害判定の結果に基き、知事より処理施設並びにその運用に関し、諸般の勧告ありたるときは、水産物の実害なき状態においてそれに従うこと。
6. 廃水その他による実害に対しては、県並びに利害関係者によって構成する補償委員会による結論によって補償すること。
7. 廃水処理対策委員会は、島根県知事、県議会議長及び漁民代表 2 名並びに当者代表 2 名をもって構成し、廃水処理対策委員会は廃水調査委員会に対し意見を申述べる事ができる。

右のとおり念のため誓約いたします。

昭和 27 年 3 月 18 日

大和紡績株式会社 取締役社長 加藤正人

島根県知事 恒松安夫殿

120-5 上記「覚書」に関する疑問 2021年8月28日 川原一之

- 1) 公害関連の本には、「島根県と大和紡績株式会社の間で結ばれた『覚書』と書かれているが、島根県から取り寄せた上記文書を見ると、「大和紡績株式会社から島根県知事にあてた『誓約書』と解するのが正確だと思う。
- 2) 上から 2 行目の「柴田博士の意見に漁業に悪影響を及ぼさない廃水処理の諸設備を完備すること」のところは、「柴田博士の意見に（したがって、）漁業に悪影響を及ぼさない廃水処理の諸設備を完備すること」が抜けているのではないかと？
- 3) 「廃水処理委員会」（4 項）、「廃水調査委員会」（4 項、5 項、7 項；廃水・水産の学者と技術者で構成）、「補償委員会」（6 項；県と利害関係者で構成）、「廃水処理対策委員会」（7 項；県知事と県議会議長と漁民代表 2 名と大和紡績会社 2 名で構成）の 4 つの委員会がつくられることになっている。「廃水処理委員会」は構成メンバーが明らかでないが、この委員会は「廃水処理対策委員会」と同じものかどうか？
- 4) 7 項に「当者」とあるのは「当社」の誤りだろう。

120-6 日本最初の公害防止協定と土呂久鉦山の「契約書」の比較

| | 島根県の覚書 | 土呂久鉱山の契約書 |
|------------|--------------------------------------|---|
| 成立日 | 1952年3月18日 | 1954年5月15日 |
| 当事者 | 大和紡績会社社長が島根県知事に誓約 | 岩戸村長と中島鉱山会社社長が契約書を締結 |
| 建設施設（操業方法） | 紡績工場（試験操業で水質が所期の目標に達しない場合は本操業を開始しない） | 亜ヒ酸焙焼炉（試験操業とする） |
| 汚染防止策 | 廃水処理の諸設備の完備 | 法規の通りの焙焼炉建設 鉱滓の自然飛散、河川流入の防止 |
| 汚染調査・判定 | 学者・技術者よりなる廃水調査委員会が判定する | 鉱害判定のために椎茸と豆類を植栽 県・関係当局・学識経験者・公正な第3者による被害調査 |
| 補償 / 操業中止 | 県・利害関係者で構成する補償委員会の結論によって損害を補償する | 被害補償準備金の積み立て(上限50万円) 被害を認めた場合、直ちに操業を中止し、十分な被害補償をおこなう |

120-7 戦後の甲斐徳次郎氏

高千穂町史 P336~337 より

(第61-5および第105-1と重複)

岩戸村長

第12代~17代 甲斐徳次郎 大正13年3月14日~昭和21年11月7日

第20代 甲斐徳次郎 昭和30年4月8日~昭和31年9月30日

甲斐徳次郎 生年月日 明治23年9月5日

夕刊デイリー「県北にも廃坑の“砒素公害”」（1969年10月31日）より

中島鉱山 KK が土呂久で砒鉱の開発に着手したのはさる昭和29年。その年の5月に月産処理鉱量、砒鉱20トン、含銅砒鉱20トンの焙焼炉を1基建設した。

もちろん地域住民はこの建設については猛反対運動を起したが、当時の岩戸村長甲斐徳次郎氏、西臼杵支庁長の坂本長氏が仲にはいり「地下資源の開発は地域住民の福祉にもつながる……」との美名のもとに地域民は泣き寝入り。わずかに生産期間中は年間10万円を地域民で結成した和合会に贈る。または月々3万円を会社が積立てて総額50万円になったら和合会指定の金融機関に預け、公害発生時の補償金に当てる——の2カ条を契約覚書きとただけ。しかし50万円の積み立てはついに実現しなかった。

（註・これを書いた興梠敏夫記者は、覚書と契約書を見ていないらしく、記事には間違いが多い。たとえば、当時の岩戸村長は伊木竹喜氏なのに甲斐徳次郎氏としているのは誤り。そうした点を除外して、「仲にはいった人物」として甲斐徳次郎氏の名前がでているところは注目に値する）